

# 受動喫煙防止についての施設向け説明会を行います

健康増進法の改正に伴い、複数の人が利用する施設等については、施設管理者の責任において受動喫煙防止対策を講じることが義務付けられ、令和2年4月1日からは、飲食店や宿泊施設、オフィス、工場など、多くの施設が原則として建物内禁煙となります。

このことを受け、健康増進法の改正内容や、施設における受動喫煙防止対策等について各施設の管理者の方々を対象として説明会を開催します。

## 受動喫煙防止対策についての施設向け説明会

**東部会場** 鳥取県庁 講堂（鳥取市東町1丁目220番地）

令和2年1月15日（水）

① 10:00～11:30 ② 13:30～15:00 ③ 15:30～17:00

**中部会場** 鳥取県中部総合事務所 講堂（倉吉市東巖城町2番地）

令和2年1月22日（水） ※ 時間は各会場共通です

**西部会場** 鳥取県西部総合事務所 講堂（米子市糺町1丁目160番地）

令和2年1月29日（水） ※ 時間は各会場共通です

【内容】各会場および各回共通

行政説明 健康増進法の改正と各施設での対策について  
職場の受動喫煙防止対策について

質疑応答

**参加無料**  
**各回定員 70名**

- 終了後、個別相談にも対応可能です。
- 参加希望の場合は、裏面の参加申込書に記載の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。
- 当日参加も可能ですが、参加者が定員を上回る場合には参加をお断りする場合がありますのでご了承ください。

### 健康増進法の一部改正概要（施設の受動喫煙防止対策について）

#### 第一種施設

#### 病院・学校など

学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎、バス、航空機 等

令和元年7月1日から

**敷地内禁煙**

※屋外に喫煙場所を設置可能

#### 第二種施設

#### 飲食店・オフィス・事業所など

飲食店、宿泊施設、遊技場、事務所、工場、事業船舶、鉄道 等  
第一種施設以外のすべての施設

令和2年4月1日から**建物内禁煙**

※建物内に国の定める基準をクリアした喫煙専用室等は設置可能

※既存の小規模飲食店については経過措置あり

#### <<小規模飲食店の経過措置について>>

- ① 令和2年4月1日時点で営業している
- ② 資本金または出資の総額 5000万円以下
- ③ 客席面積が 100m<sup>2</sup> 以下

①～③すべてにあてはまる場合



#### 店内での喫煙可

- 20歳未満は立ち入り禁止
- 標識掲示が必要
- 保健所への届出が必要

※禁煙化する場合はこれらの対応は不要

# 参加申込書

締切：各回1週間前まで

※ 事前申し込みの場合はメールまたはFAXにてお申込みください

電話 0857-26-7769

FAX 0857-26-8143

Email [kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp)

希望会場  ①～⑨のいずれかに ○をつけてください	【東部会場】令和2年1月15日（水） 鳥取県庁 講堂 ① 10:00～11:30      ② 13:30～15:00      ③ 15:30～17:00
	【中部会場】令和2年1月22日（水） 中部総合事務所 講堂 ④ 10:00～11:30      ⑤ 13:30～15:00      ⑥ 15:30～17:00
	【西部会場】令和2年1月29日（水） 西部総合事務所 講堂 ⑦ 10:00～11:30      ⑧ 13:30～15:00      ⑨ 15:30～17:00
企業名 施設名	
参加者氏名	
所在地・電話	〒 (電話： )
終了後の 個別相談	※ 希望施設数を把握するためお聞きしています。 希望しないと回答された場合でも、当日希望する場合には可能な限り対応します。 希望する ・ 希望しない
聞きたいこと・ 確認したいこと がありましたら お書きください	

※お預かりした個人情報は、当説明会に係る事務のみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

お申込み・お問合わせ

鳥取県福祉保健部健康医療局 健康政策課 がん・生活習慣病対策室  
電話 0857-26-7769